

会員各位

和5年3月2日

近畿税理士会和歌山支部
支部長 石倉 督斗

下記のとおり「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の誤りに係る周知依頼がございましたので、よろしくお願いいたします。

メール公文

近税4第1697号
(業対第285号)
令和5年3月2日

支部長 各位

近畿税理士会
業務対策部長 阪 広久

「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の誤りに係る周知について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、国税庁から、令和4年分以降申告用の「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の誤りについて、別紙のとおり周知依頼がありました。つきましては、支部会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

なお、本会では、会員専用ホームページ TOPICS により周知していますので、併せて支部会員への周知をお願いします。

記

- ・別紙 「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の誤りに係る周知について（依頼）（国税庁）（令和5年3月1日）

（参 考）

- ・（国税庁から）「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の誤りについて（TOPICS）
- ・e-Taxホームページお知らせ「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の様式誤りについて（国税庁）

以上

課 個 3 - 3
令和 5 年 3 月 1 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁課税部個人課税課長
山縣 哲也

「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」
の誤りに係る周知について（依頼）

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
表題のことにつきまして、令和4年分以降申告用の計算明細書に誤りがございましたので、御連絡させていただきます。御不便をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

1 計算明細書の誤りについて

令和4年分の確定申告から、「住宅耐震改修特別控除」又は「住宅特定改修特別税額控除」の対象となる工事をし、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住した方を対象に、計算明細書中の「7 その他の工事等に係る事項」で計算される控除が新設されました。

工事をした住宅が共有である場合、新設された控除は、本来、「住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額」等を共有持分で按分して控除額を計算しますが、訂正前の様式に従うと、当該金額を共有持分で按分せずに控除額の計算を行うこととなり、結果として、過大に控除額が計算されるようになっておりました。

なお、令和3年分以前について、誤りはございません。

2 お願い事項について

上記誤りにつきまして、「7 その他の工事等に係る事項」に該当する金額があり、かつ、家屋が共有である場合には、別添1の訂正後の様式をご使用いただくよう、貴会、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様にも御周知いただきますようお願い申し上げます。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの計算プログラムにおいても、同様の計算誤りが生じておりましたが、3月1日（水）午前4時に改修を行い、現在は正しい計算がされるようになっております。

なお、改修前の確定申告書等作成コーナーにおいても、計算明細書中の㉔番欄「住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額」に入力する金額がなかった場合には、控除額（㉔番欄）は正しく計算されておりました。

また、e-Tax ソフト様式の訂正時期は未定であるため、御利用の場合は、別添 2 の入力要領を参考に手入力していただくようお願いいたします。

おって、既に訂正前の様式等で確定申告書を提出している場合には、大変お手数ですが、再度、訂正後の内容で申告をお願いいたします。

【連絡先】 国税庁課税部個人課税課 課長補佐 鈴木 憲太郎 電話 03(3581)4161 内線 3749

訂正後様式

7 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 <small>(工事の費用に該当する部分の金額を控除した後の金額)</small>	⑤②	円	← [(14)+(20)+(23)+(26)、(28)又は(30)]の額を書きます。
⑤②のうち工事限度額を超える部分の額	⑤③		← [(14)-(15)+(25)-(27)+[(23)-(24)+(26)-(27)、(28)-(29)又は(30)-(31)]]の額を書きます。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額 <small>(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)</small>	⑤④		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑯ア①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄の金額(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)を書きます。
⑤④に関し交付を受ける補助金等の合計額 <small>(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)</small>	⑤⑤		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)を書きます。
(⑤④ - ⑤⑤)	⑤⑥		
⑤②と⑤③及び⑤⑥の合計額のいずれか少ない方の金額	⑤⑦		
1,000万円 - (⑤② - ⑤③) (0円未満となる場合は0円)	⑤⑧		
⑤⑦と⑤⑧のいずれか少ない方の金額	⑤⑨		
(⑤⑨ × 5%)	⑥①	(100円未満の端数切捨て)	

訂正前様式

7 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額	⑤②		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額のうち工事限度額を超える部分の額	⑤③		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑰ ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	⑤④		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑰ア①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄の金額を転記してください。
⑤④に関し交付を受ける補助金等の合計額	⑤⑤		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑤④ - ⑤⑤)	⑤⑥		
⑤②と⑤③及び⑤⑥の合計額のいずれか少ない方の金額	⑤⑦		
1,000万円から住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額(工事限度額を超える場合は、その工事限度額)を控除した額	⑤⑧		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑰ 1,000万円から⑰を引いた残りの額(0円未満となる場合は0円)」欄の金額を転記してください。
⑤⑦と⑤⑧のいずれか少ない方の金額	⑤⑨		
(⑤⑨ × 5%)	⑥①	(100円未満の端数切捨て)	

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑱	
(⑰ - ⑱) ※ 50万円を超える場合に限りです。	⑲	
⑲と(⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳	
㉑と250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㉑	
(㉑ × 10%)	㉒	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉓	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉔	
(㉓ - ㉔) ※50万円を超える場合に限りです。	㉕	
㉕と(㉕×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉖	
㉖と250万円のいずれか少ない方の金額	㉗	
(㉗ × 10%)	㉘	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ6と重複して適用できません。))

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円
㉙に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚	
(㉙ - ㉚) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜	
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉝	
(㉜ - ㉝) ※50万円を超える場合に限りです。	㉞	
(㉛ + ㉞)	㉟	
㉟と(㉟×⑦)のいずれか少ない方の金額	㊱	
㊱と250万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㊲	
(㊲ × 10%)	㊳	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ5と重複して適用できません。))

住宅耐震改修の標準的な費用の額	㉞	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)㉞ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉞ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉟		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉞ - ㉟) ※50万円を超える場合に限りです。	㊱		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㊲		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)㊲工 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊲ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊳		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㊲ - ㊳) ※50万円を超える場合に限りです。	㊴		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㊵		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)㊵キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㊵ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㊶		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㊵ - ㊶) ※50万円を超える場合に限りです。	㊷		
(㊱ + ㊴ + ㊷)	㊸		
㊸と(㊸×㉞)のいずれか少ない方の金額	㊹		
㊹と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	㊺		
(㊺ × 10%)	㊻	(100円未満の端数切捨て)	

7 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額 (工事の費用に補助金等の交付を受ける場合、その補助金等の額を控除した後の金額が、住宅特定改修工事の場合、あなたの所有する家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額に⑦を乗じた後の金額)	㊼	円	← { ㊱+㊴+(㉞+㊲)、㊵又は㊶ } の額を書きます。
㊼のうち工事限度額を超える部分の額	㊽		← [(㊱-㊲)+(㊴-㊵)+(㉞-㊳)+(㊲-㊳)、(㊼-㊽)又は(㊹-㊺)] の額を書きます。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額 (改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)	㊾		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)㊾ア ①、②、③、④、⑧又は㉞の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄の金額(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)を書きます。
㊾ に関し交付を受ける補助金等の合計額 (改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)	㊿		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)を書きます。
(㊾ - ㊿)	㊿		
㊼と㊽及び㊿の合計額のいずれか少ない方の金額	㊿		
1,000万円 - (㊼ - ㊽) (0円未満となる場合は0円)	㊿		
㊿と㊿のいずれか少ない方の金額	㊿		
(㊿ × 5%)	㊿	(100円未満の端数切捨て)	

8 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶)	㊿	円	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ㊿又は認定住宅等新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
----------------------------------	---	---	--

e-Tax ソフトにおける入力要領

1 e-Tax ソフトにおける入力要領について

e-Tax ソフトで、「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（令和4年分以降用）」（以下「計算明細書」といいます。）を作成する際、訂正前の様式が表示されますので、計算明細書の⑤②番欄から⑥①番欄（「7 その他の工事等に係る事項」の各入力欄）については、e-Tax ソフト上で表示されている入力項目名や記載要領によらず、下記の表の「左記欄に入力する金額」を参照いただき、それぞれ記載のとおりのおりの金額を入力いただいた上で送信してください。

入力項目番号	e-Tax ソフト上で表示されている入力項目名	左記欄に入力する金額
⑤②	住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額	{⑭+⑳+(③+㉑、⑳又は㉒)}の額を入力してください。
⑤③	住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額のうち工事限度額を超える部分の額	[(⑭-⑮)+(⑳-㉑)+{(③-④)+(⑳-㉑)、(⑳-㉑)又は(㉒-㉓)}]の額を入力してください。
⑤④	住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	「増改築等工事証明書」の「3 (3) ㉒ア①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄の金額（改修工事をした家屋が共有の場合には申告されるご本人の共有持分割合を乗じた後の金額）を入力してください。
⑤⑤	⑤④に関し交付を受ける補助金等の合計額	上記⑤④番欄に入力した工事費用の額について、国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額（改修工事をした家屋が共有の場合には申告されるご本人の共有持分割合を乗じた後の金額）を入力してください。
⑤⑥	(⑤④ - ⑤⑤)	⑤④番欄の金額から⑤⑤番欄の金額を差し引いた後の金額を入力してください。

入力項目番号	e-Tax ソフト上で表示されている入力項目名	左記欄に入力する金額
⑤⑦	⑤②と⑤③及び⑤⑥の合計額のいずれか少ない方の金額	「⑤②番欄の金額」と「⑤③番欄の金額及び⑤⑥番欄の金額の合計額」のいずれか少ない方の金額を入力してください。
⑤⑧	1,000万円から住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額（工事限度額を超える場合は、その工事限度額）を控除した額	「1,000万円－（⑤②－⑤③）」で計算した金額（0円未満となる場合は0円）を入力してください。
⑤⑨	⑤⑦と⑤⑧のいずれか少ない方の金額	⑤⑦番欄と⑤⑧番欄のいずれか少ない方の金額を入力してください。
⑥⑩	(⑤⑨ × 5%)	⑤⑨番欄の金額に5%を乗じた金額（100円未満の端数切捨て）を入力してください。

2 入力例

以下の事例の場合における計算明細書の具体的な入力例を説明します。

《事例》

以下のとおりに、一般断熱改修工事等をその他の一定の工事と併せて行った場合

- 1 一般断熱改修工事等（省エネ改修工事等）の標準的な費用の額：4,800,000円
※ 太陽光発電設備設置工事を伴う工事には該当しないものとします。
- 2 1について交付を受けた補助金等の合計額：300,000円
- 3 1と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額：2,250,000円
- 4 3について交付を受けた補助金等の合計額：450,000円
- 5 1の改修工事をした家屋に居住開始した日付：令和4年8月30日
- 6 一般断熱改修工事等を行った家屋の申告されるご本人の共有持分：3分の2

(1) 「7 その他の工事等に係る事項」以外の各欄の入力について

計算明細書中①番欄から⑤①番欄及び⑥①番欄（「7 その他の工事等に係る事項」以外の各欄）については、e-Tax ソフト上で表示される帳票に記載されている説明等に沿って、入力します。

(2) 「7 その他の工事等に係る事項」の各欄の入力について

計算明細書中⑤②番欄から⑥⑩番欄（「7 その他の工事等に係る事項」の各欄）については、上記「1 e-Tax ソフトにおける入力要領」に沿って、入力します。

(3) 具体的な入力例について

上記事例の場合における計算明細書の e-Tax ソフト上の入力イメージについては、次ページ以降に掲載しております。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑰	円	4,800,000
交付を受ける補助金等の合計額	⑱		300,000
(⑰ - ⑱) ※50万円を超える場合に限りです。	⑲		4,500,000
⑲と(⑲×⑦)のいずれか少ない方の金額	⑳		3,000,000
㉑と250万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㉒		2,500,000
(㉒ × 10%)	㉓	(100円未満の端数切捨て)	250,000

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を入力してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を入力します。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉔	円	
交付を受ける補助金等の合計額	㉖		
(㉔ - ㉖) ※50万円を超える場合に限りです。	㉗		
㉗と(㉗×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉘		
㉙と250万円のいずれか少ない方の金額	㉚		
(㉚ × 10%)	㉛	(100円未満の端数切捨て)	

「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を入力してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を入力します。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合(Ⅰ・Ⅱ3及びⅡ6と重複して適用できません。))

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉜	円	
㉜に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉞		
(㉜ - ㉞) ※50万円を超える場合に限りです。	㉟		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉡		
㉡に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉣		
(㉡ - ㉣) ※50万円を超える場合に限りです。	㉥		
(㉟ + ㉥)	㉧		
㉧と(㉧×⑦)のいずれか少ない方の金額	㉨		
㉩と250万円(一般断熱改修工事等に太陽光発電設備工事を伴う場合は350万円)のいずれか少ない方の金額	㉪		
(㉪ × 10%)	㉫	(100円未満の端数切捨て)	

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を入力してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を入力します。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を入力してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を入力します。

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合 (I・II 3及びII 5と重複して適用できません。))

住宅耐震改修の標準的な費用の額	㉓	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)㉒ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を入力してください。
㉓ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉔		
(㉓ - ㉔) ※50万円を超える場合に限りします。	㉕		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を入力します。
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉖		
㉖ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉗		「増改築等工事証明書」の「3(3)㉒エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を入力してください。
(㉖ - ㉗) ※50万円を超える場合に限りします。	㉘		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉙		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を入力します。
㉙ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉚		
(㉙ - ㉚) ※50万円を超える場合に限りします。	㉛		「増改築等工事証明書」の「3(3)㉒キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を入力してください。
(㉛ + ㉔ + ㉛)	㉜		
㉜と(㉜×7)のいずれか少ない方の金額	㉝		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を入力します。
㉝と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいずれか少ない方の金額	㉞		
(㉞ × 10%)	㉟	(100円未満の端数切捨て)	

※表示されている説明内容によらず、上記「1 e-Taxソフトにおける入力要領」にしたがって入力します。

7 その他の工事等に係る事項

(I・IIの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるI・IIの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額	㉡	3,000,000	「増改築等工事証明書」の「3(3)㉑ ㉡、㉢又は㉣のうちいずれか多い額」欄の金額を入力してください。
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額のうち工事限度額を超える部分の額	㉢	500,000	
住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事と併せて行われた一定の工事費用の額	㉣	1,500,000	「増改築等工事証明書」の「3(3)㉑ア ㉠、㉡、㉢、㉣又は㉤の改修工事と併せて行われた第1工事～第6工事に要した費用の額」欄の金額を入力してください。
㉣ に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉤	300,000	
(㉣ - ㉤)	㉥	1,200,000	国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を入力します。
㉡と㉢及び㉥の合計額のいずれか少ない方の金額	㉦	1,700,000	
1,000万円から住宅耐震改修工事又は住宅特定改修工事に係る標準的な費用の額(工事限度額を超える場合は、その工事限度額)を控除した額	㉧	7,500,000	「増改築等工事証明書」の「3(3)㉑ 1,000万円から㉦を引いた残りの額(0円未満となる場合は0円)」欄の金額を入力してください。
㉦と㉧のいずれか少ない方の金額	㉨	1,700,000	
(㉨ × 5%)	㉩	(100円未満の端数切捨て) 85,000	

8 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (㉪ + ㉫ + ㉬ + ㉭ + ㉮ + ㉯)	㉰	円 335,000	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「2」を入力し、控除額を入力してください。 ㉰又は認定住宅等新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を入力し、合計額を入力します。
--	---	--------------	---